

## 山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は県内における私学教職員に対し、退職金を支給し、教職員の福祉を増進する目的をもって設定された私学教職員退職金制度を運用する公益社団法人山梨県私学教育振興会（以下「振興会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象)

第2条 振興会が行う退職資金給付事業に対して補助する。

### (補助金額)

第3条 この補助金の額は、当該年度の標準給与月額（公益社団法人山梨県私学教育振興会私学教職員・振興会事務職員退職資金給付事業運営規則（以下「運営規則」という。）第11条第3項に規定する標準給与月額をいう。）の総額に1000分の36を乗じて得た額以内とする。

### (補助金の交付の条件)

第4条 振興会は、この補助金の交付を受けたときは、振興会として、その属する勘定に組み入れ、定款の規定に基づき、退職資金給付のための資金として、適正、かつ効率的に、これを管理運用しなければならない。

2 振興会は、定款及び運営規則のうち、資金運用に関連する部分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

### (補助金の交付申請)

第5条 振興会は、補助金の交付の申請をするときは、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 前年度の決算関係書類
- ④ 事業計画の決定に関する理事会決議書の写し
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

### (交付決定の通知)

第6条 知事は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書（第2号様式）を振興会に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合概算払することができる。

- 2 前項のただし書により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 振興会は、資金運用に関する事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）に給与実績見込及びその他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものについては、この限りでない。

- 2 振興会は、資金運用に関する事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（第5号様式）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 振興会は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第12条の規定による実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 決算関係書類
- ③ 給与実績
- ④ その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（第7号様式）により振興会に通知するものとする。

- 2 知事は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から知事が別に定める日までとする。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第11条 知事は、振興会がこの要綱の規定に違反したときは、補助の決定を

取り消し、又は、補助金を返還させることがある。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和42年12月20日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月26日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の際現にこの要綱による改正前の山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付要綱の規定により(財)山梨県私学教職員退職金財団に対し交付されている平成24年度事業に係る補助金については、この要綱による改正後の山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付要綱の規定により特例社団法人山梨県私学教育振興会に対し交付された平成24年度事業に係る補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

第1号様式

年 月 日

山梨県知事

殿

法人名  
理事長

印

年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付申請書

山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付要綱に基づき、次のとおり 年  
度補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

補助申請額

円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 前年度の決算関係書類
- 4 事業計画の決定に関する理事会決議書の写し
- 5 役員名簿
- 6 その他知事が必要と認める書類

第2号様式

番 号  
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金の交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 補助対象事業 山梨県私学教育振興会の退職資金給付事業
- 3 補助金の交付条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものについては、この限りではない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
  - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
    - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
    - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
    - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
    - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
  - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
  - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は 年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第3号様式

年 月 日

山梨県知事

殿

法人名  
理事長

印

概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県私学教  
職員退職資金造成補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求 額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

4 支払いの方法

振込先銀行名 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 店 預金種別 (当座・普通)  
口座名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_



第5号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

法 人 名  
理 事 長 印

年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金  
補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助  
事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう申請し  
ます。

記

1 中止・廃止の理由

第6号様式

年 月 日

山梨県知事

殿

法 人 名  
理 事 長

印

年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金実績報告書

このことについて、別紙のとおり実績報告書を提出します。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 決算関係書類
- 3 給与実績
- 4 その他知事が必要と認める書類

第7号様式

番 号  
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金の  
額の確定通知書

年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金の交付額について、山梨県補助金  
等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円